

議長

農業委員現在数 14 名、出席 13 名、欠席 1 名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和 6 年度第 3 回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 13 条の規定により、第 13 番 鈴木委員さん、第 2 番 野村委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきまして報告を致します。

5 月 29 日 令和 6 年度全国農業委員会会長大会 衆議院第 1 議員会館で行われ、加藤会長にご出席をいただきました。そのあと東京都選出の国会議員さんとの意見交換会にご出席をいただきました。5 月 31 日 西東京農協青壮年部通常総会 加藤会長にご出席をいただきました。

6 月 13 日 霞園芸生産組合第 54 回通常総会 加藤会長にご出席をいただきました。親子農業体験準備で代掻きを行いました。加藤会長、石川職代、森田部会長以下の経営部会の皆さまにご参加いただきました。

6 月 15 日 親子農業体験田植え 藤橋 2 丁目の水田で行いました。親子 14 組にご参加いただき、加藤会長、石川職代、経営部会の皆さま、町田委員さんも見に来てくださいました。6 月 18 日 東京都農業会議第 135 回通常総会・事業推進委員会 武蔵野市吉祥寺で行い、加藤会長にご出席をいただきました。後ほど経営部会の方で報告をさせていただければと思います。6 月 19 日 経営者クラブの役員会 霞共益会館で行われ、加藤会長、町田土地部会長にご出席をいただきました。諸報告は以上です。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程 4 の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」2 件を上程いたします。

議長

それでは整理番号 1 番について、野村委員の説明をお願いします。

委員

議席番号 2 番 野村です。

整理番号 1 番について説明します。

6 月 1 7 日 本人立会いの下、事務局 2 名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

この畑は、ナス、ミニトマト、ピーマン、インゲン、ジャガイモ、ズッキーニ、枝豆、スイカ、カボチャ、ネギ、チンゲン菜、アシタバなど量は少なく多品種の野菜が栽培されていました。空いているところは、玉ネギ、ソラ豆の収穫の後で、畑としてよく管理されておりました。よろしくご審議お願いします。

議長

整理番号 2 番 3 番について、松永委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員 松永です。

整理番号 2 番について説明します。

6 月 1 4 日 本人立会いの下、事務局 2 名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

一団の畑になっていて、大井戸公園の西側に位置しています。歩道に面してツツジが植えられており、きれいに剪定されていました。中に入るとお茶狩りがしてある柵が 4 ～ 5 柵ありました。今年は 4 4 キロほど取れたそうです。他にはキタアカリ、シャドークイーン、メイクインなどのジャガイモと、シルクスイーツ、紅はるかななどのサツマイモが植えられておりました。他には夏野菜のインゲン、枝豆、キュウリ、トマト、サニーレタス、ピーマンなどが植えられており、隅々まで除草されていて、

肥培管理されておりました。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」2件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を御説明いたします。議案の2ページを御覧ください。

整理番号1番

《相続人、被相続人、耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者であった被相続人の さんが令和5年9月14日に死亡されたため、相続人である さんが相続するにあたって、相続税の納税猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、6月17日に八木委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号 1 番について、八木委員さんからの補足説明はございますか。

委員

議席番号 4 番 八木です。

整理番号 2 番について説明します。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は道路を挟んで一団の畑になっていて、ほとんどが柿畑です。一部サトイモを作っていますが、柿を専門で作っています。

地番は、半分はスモモの栽培です。空いている所には、ネギ、冬はホウレン草を作っています。適切に管理されていきました。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

挙手 12 名により、可決されました。

議長

よって、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転・設定）」3件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」3件を御説明申し上げます。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番

譲渡人の さんから譲受人の さんへの使用貸借でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

第2項第5号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

事務局

最後に第2項第6号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、露地野菜をつくる計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、6月19日に久保田委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号2番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、露地野菜を作る計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、6月12日に高山委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号3番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

事務局

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、露地野菜を作る計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、6月13日に鈴木委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、久保田委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号5番 久保田です。

整理番号1番について説明します。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

ここには、インゲン、落花生、トウモロコシ、キュウリ、ナス、トマトが栽培されていまして、この他にもツツジ、サツキ等が栽培されていました。畑としてよく管理されておりました。

議長

次に整理番号2番について、高山委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号9番 高山です。

整理番号2番について説明します。

6月12日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

委員

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番は馬糞の堆肥が搬入してあり、今後露地野菜を作付けしていくとのことでした。本人住所が 区となっており心配されるところかと思いますが、3年ほど前に30アールの面積要件が必要な時に m²の借地をして、土日水曜日に通いでということになりますが、自宅を地番に持っています。別荘代わりに農業をされている方です。グリーンセンターや農産物直売所に出荷もされています。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号3番について、鈴木委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号13番 鈴木です。

整理番号3番について説明します。

6月13日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番に行くまでの道は途中までで、そこからは細い道になっていて耕運機などを持っていくのも大変な場所です。地番には柚子の木が十数本植わっていたのですが、5本くらいが枯れていて、耕作もされていないような状況でした。今回の購入者につきましては、柚子の生きているものはそのまま生かして、耕作されていない部分については、トマトなど夏野菜を耕作していきたいとのことでした。本人の他に息子さんも手伝うということでした。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

議長

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について(移転・設定)」3件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第4号「農業委員会による非農地証明について」4件を上程いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。

農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会が証明するものでございます。

宅地以外の非農地証明については、原則農業委員会のみ判断で非農地の証明を行うことができます。

整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第4号 別紙1-1》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。

(願出者・地番・面積を読み上げる)

事務局

議案第４号別紙１－２は写真撮影方向図となっております。議案第４号別紙１－３は現況写真になります。

申請地は、木が繁茂していて山林の様相等を呈していること、当該地周辺が山林の様相を呈していて、日当たりが非常に悪いことから、青梅市農業委員会の内規にあります「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」「イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」の両方に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は地区担当の久保田委員と行い、加藤会長と町田部会長には現地の状況について説明しております。

次に、整理番号２番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第４号 別紙２－１》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。（願出者・地番・面積を読み上げる）議案第４号別紙２－２は写真撮影方向図となっております。議案第４号別紙２－３は現況写真になります。

なお現地調査は地区担当の高山委員と行い、加藤会長と町田部会長には現地の状況について説明しております。

次に、整理番号３番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第４号 別紙３－１》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。（願出者・地番・面積を読み上げる）議案第４号別紙３－２は写真撮影方向図となっております。議案第４号別紙３－３は現況写真になります。

なお現地調査は地区担当の高山委員と行い、加藤会長と町田部会長には現地の状況について説明しております。

事務局

次に、整理番号 4 番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第 4 号 別紙 4－1》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる) 議案第 4 号別紙 4－2 は写真撮影方向図となっております。議案第 4 号別紙 4－3 は現況写真になります。

なお現地調査は地区担当の天野委員と行き、加藤会長と町田部会長には現地の状況について説明しております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号 1 番について、久保田委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号 5 番 久保田です。

整理番号 1 番について説明します。

6 月 1 5 日 本人立会いの下、事務局 2 名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

山木といっても低木で傾斜もきつく、農地として活用する事は困難だろうと思います。

議長

次に整理番号 2 番 3 番について、高山委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号 9 番 高山です。

整理番号 2 番 3 番について説明します。

委員

6月12日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番と地番と地番は、昔田んぼだった所に杉を植林して現状にいたっている状況です。

地番も山林化しており、大木が真っすぐ立っている状況で畑への回復は困難だと判断しました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号4番について、天野委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員 天野です。

整理番号4番について説明します。

6月11日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

南側は石垣で、他3方は金網のフェンスに囲まれております。土は細かい砂が混ざっていて平らなところです。草が生えているのですが、草刈りをすればゲートボール場や運動場という感じがしました。田畑になるような感じではなかったので認められないと判断しました。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第4号「農業委員会による非農地証明について」4件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第5号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」4件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第5号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」4件を御説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。

本件につきましては、20年以上にわたり非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。

東京都による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、20年以上にわたり耕作されていないことが原因で農地の様相でなくなった非農地状態であることを、東京都が証明するものでございます。

そのため、本案件については、農業委員会の皆様に農地性の有無を御審議していただければと思います。

それでは整理番号1番について御説明いたします。

配りしております議案5号別紙1－1をご覧ください。

こちらは非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。（願出者・地番・面積を読み上げる）

事務局

議案第 5 号別紙 1－2 および 1－3 を御覧ください。

こちらは写真撮影方向図および現況写真となります。御覧の通り、農地の様相を呈しておらず、長年、住宅の庭および会社の事務所として利用をされておりました。

次に議案第 5 号別紙 3 を御覧ください。

こちらは、平成 13 年 12 月の航空写真となります。

20 年以上前より、該当地に建物が建っており、農地として利用されていなかったことが確認できます。

これらのことにより、長期にわたり、農地として利用されず、現況についても農地性がないことを確認いたしました。

なお、6 月 13 日に新井委員と現地調査を行いまして、非農地状態であることを確認いただいております。また、東京都に対しても事前協議を行い、非農地状態であることを確認いただいております。

次に整理番号 2 番について御説明いたします。

配りしております議案 5 号別紙 2－1 をご覧ください。

こちらは非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。（願出者・地番・面積を読み上げる）

議案第 5 号別紙 2－2 および 2－3 を御覧ください。

こちらは写真撮影方向図および現況写真となります。御覧の通り、農地の様相を呈しておらず、長年、住宅の庭および会社の事務所として利用をされておりました。

次に議案第 5 号別紙 4 を御覧ください。

こちらは、平成 13 年 12 月の航空写真となります。

20 年以上前より、該当地に建物が建っており、農地として利用されていなかったことが確認できます。

これらのことにより、長期にわたり、農地として利用されず、現況についても農地性がないことを確認いたしました。

事務局

なお、6月18日に町田委員と現地調査を行いまして、非農地状態であることを確認いただいております。また、東京都に対しても事前協議を行い、非農地状態であることを確認いただいております。

次に整理番号3番について御説明いたします。

配りしております議案5号別紙3-1をご覧ください。

こちらは非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

議案第5号別紙8-1を御覧ください。

こちらは写真撮影方向図および現況写真となります。御覧の通り、農地の様相を呈しておらず、長年、住宅の庭および会社の事務所として利用をされておりました。

次に議案第5号別紙4を御覧ください。

こちらは、平成13年12月の航空写真となります。

20年以上前より、該当地に建物が建っており、農地として利用されていなかったことが確認できます。

これらのことにより、長期にわたり、農地として利用されず、現況についても農地性がないことを確認いたしました。

なお、6月11日に天野委員と現地調査を行いまして、非農地状態であることを確認いただいております。また、東京都に対しても事前協議を行い、非農地状態であることを確認いただいております。

次に整理番号4番について御説明いたします。

配りしております議案5号別紙4-1をご覧ください。

こちらは非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

議案第5号別紙4-2および4-3を御覧ください。

事務局

こちらは写真撮影方向図および現況写真となります。御覧の通り、農地の様相を呈しておらず、長年、住宅の庭および会社の事務所として利用をされておりました。

次に議案第5号別紙4を御覧ください。

こちらは、平成13年12月の航空写真となります。

20年以上前より、該当地に建物が建っており、農地として利用されていなかったことが確認できます。

これらのことにより、長期にわたり、農地として利用されず、現況についても農地性がないことを確認いたしました。

なお、5月に川口委員と現地調査を行いまして、非農地状態であることを確認いただいております。また、東京都に対しても事前協議を行い、非農地状態であることを確認いただいております。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、新井委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号8番 新井です。

整理番号1番について説明します。

6月14日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番の所有者はここを20年前から資材置き場として使用しています。よろしくご審議お願いします。

議長

整理番号2番について、町田委員さんの補足説明は何かございますか。

事務局

整理番号2番について説明します。

先日調査を予定していましたが、警報級の大雨で現地調査はしていません。東京都の方と事務局で現地を3回確認をしています。

議長

整理番号3番について、天野委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

推進委員 天野です。

整理番号3番について説明します。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は道路側から建物を確認しましたが、目一杯に古い建物が建っていました。地番は急斜面で、建物に木がかぶっているような所で、両方の土地が農地と判断できないような土地でした。よろしくご審議お願いします。

議長

整理番号4番について、川口委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

推進委員 川口です。

整理番号4番について説明します。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

委員

半年以上前に現地調査を行いまして申請が出た所です。地番はだいぶ前から空き家状態で、外観はかなり傷んでいる状態でした。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第5号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」4件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明致します。議案の6ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありました。そのため、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の事前協議がございました。

事務局

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、この促進計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり促進計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番を御説明いたします。

整理番号1番 議案参照 読み上げ

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第6号別紙1を御覧ください。

こちらは新規の申し込みとなり、設定する権利は賃貸権です。

契約期間は2024年8月1日から2029年7月31日までの5年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第6号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、 さんは認定新規就農者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございます

事務局

すが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、茶を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、6月18日に町田委員さんと予定していましたが警報級の大雨でしたので調査は行っておりません。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

それでは報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報

告書を御用意ください。

議長

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、2件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、6件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、22件で3ページから7ページに記載されたとおりです。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後3時25分から開会いたします。